

認可外保育施設を利用している方へ

# 令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化が始まりました

- **無償化の対象となるためには、「保育必要性の認定」を受ける必要が**あります**。**

**「施設等利用給付認定申請書」を七尾市子育て支援課までご提出ください。**

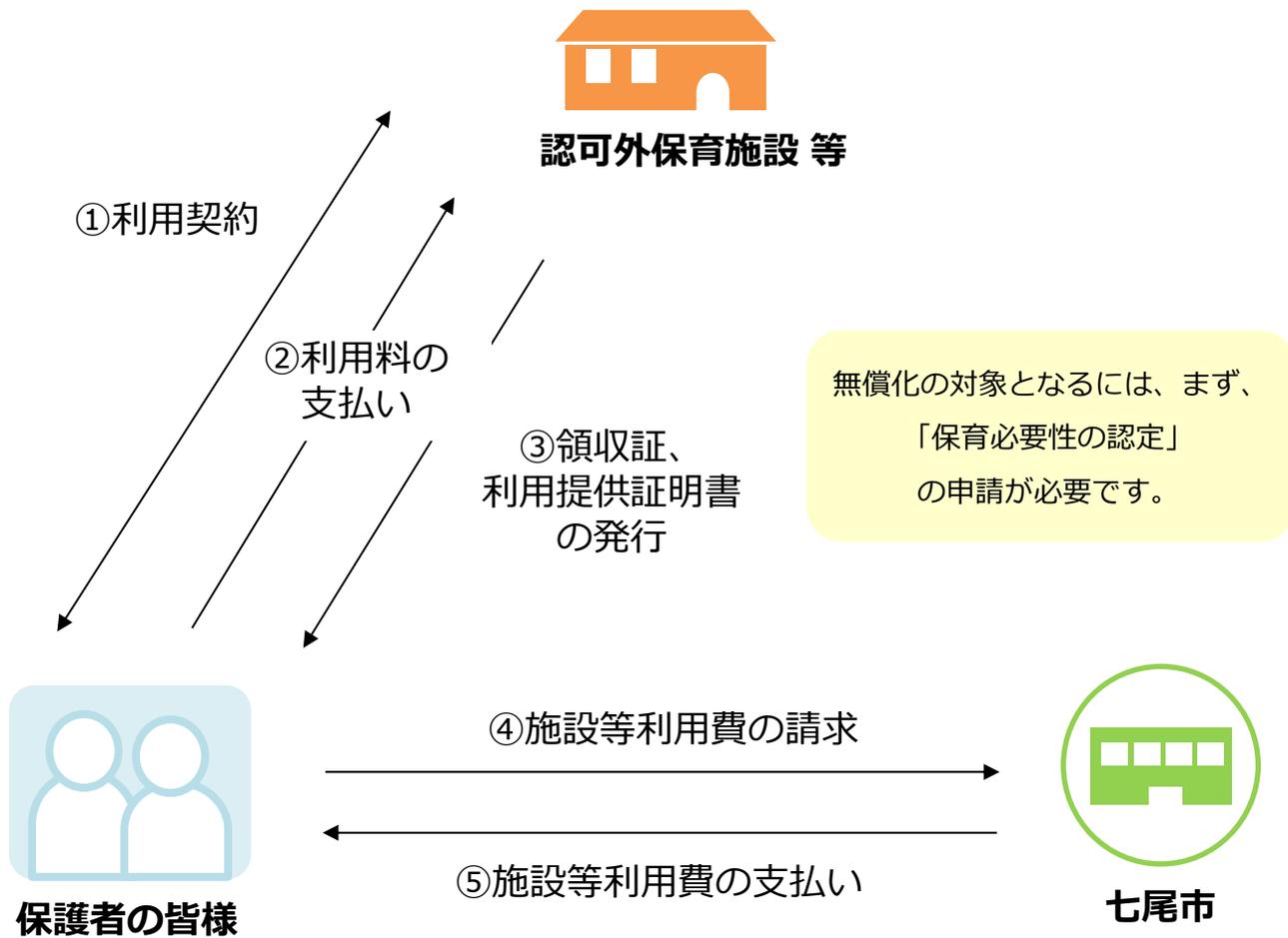
※「保育必要性の認定」の要件については、就労等の要件（就労証明書の提出）があります。

※ 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。そのため、保育園や認定こども園を利用できるにも関わらず、認可外施設等を利用している場合は理由書の提出が必要です。

- **3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。**

※「保育必要性の認定」を受け、無償化の対象となった場合は、いったん施設に利用料を支払い、その後、七尾市に領収書等を持参し、払い戻しとなります。

# [無償化対象後の手続きの流れ]



※請求・支払いの時期等、手続きの詳細については、下記までご確認ください。  
※施設によって、手続きが異なる場合があります。  
※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

<お問い合わせ先>

七尾市健康福祉部子育て支援課

TEL : 0767-53-8419